

島根県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第48号）第2条関係）

改正後	改正前
島根県環境影響評価条例施行規則	
〔平成11年10月1日 島根県規則第98号〕	
目次	目次
第1章 〔略〕	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 <u>配慮書（第3条の2—第3条の12）</u>	〔新設〕
第3章 <u>方法書（第3条の13—第12条）</u>	第2章 <u>方法書（第4条—第12条）</u>
第4章 <u>準備書（第12条の2—第26条）</u>	第3章 <u>準備書（第13条—第26条）</u>
第5章 〔略〕	第4章 <u>評価書（第27条—第31条の2）</u>
第6章 〔略〕	第5章 <u>対象事業の内容の修正等（第32条—第34条）</u>
第7章 〔略〕	第6章 <u>評価書の公告及び縦覧後の手続（第35条—第39条）</u>
第8章 〔略〕	第7章 <u>都市計画に定められる対象事業に関する特例（第40条—第43条）</u>
第9章 〔略〕	第8章 <u>島根県環境影響評価技術審査会（第44条—第47条）</u>
第10章 〔略〕	第9章 <u>雑則（第48条・第49条）</u>
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 〔略〕	第1条・第2条 〔略〕
	（対象事業）
	第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。
第2章 <u>配慮書</u>	〔新設〕
（ <u>条例第4条の2の規則で定める事項</u> ）	
第3条の2 <u>条例第4条の2の規則で定める事項は、別表第1の2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。</u>	〔新設〕
（ <u>配慮書の記載事項</u> ）	
第3条の3 <u>条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u>	〔新設〕

(1) 条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要

(2) 条例第4条の5第1項の規定による配慮書の案又は配慮書について意見を求めない場合における当該意見を求めないこととした理由

2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項第1号の意見についての対象事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。

(配慮書の作成)

第3条の4 条例第4条の3第2項の規定により2以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあっては、その旨を配慮書に記載するものとする。

[新設]

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第3条の5 対象事業に係る条例第4条の4の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

[新設]

(配慮書の送付)

第3条の6 条例第4条の4の規定による配慮書の送付は、計画段階環境配慮書送付書（様式第1号）により行うものとする。

[新設]

(配慮書の公表)

第3条の7 条例第4条の4の規定による配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）に係る公表は、配慮書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により行うものとする。

[新設]

2 前項の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 対象事業を実施しようとする者の事務所

(2) 県の庁舎その他の県の施設

(3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関

係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

3 第1項に規定するインターネットの利用による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 対象事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

4 前3項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(配慮書等についての意見の聴取)

第3条の8 対象事業を実施しようとする者は、条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該配慮書の案を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。この場合において、当該縦覧及びインターネットの利用による公表の方法は、前条第2項及び第3項に規定する方法の例によるものとする。

[新設]

(1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域

(4) 配慮書の案の縦覧等の方法及び期間

(5) 配慮書の案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、当該意見を、当該意見を有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該意見の対象である配慮書の案の名称を明記した書面により提出することができる旨

(6) 前号に規定する書面による意見（以下この号において「意見書」という。）の提出期限、提出先その他意見書の提出に関し必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 島根県報への掲載
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は
広報紙に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 3 前2項の規定は、対象事業を実施しようとする者
が、条例第4条の5第1項の規定により配慮書につい
て一般の意見を求めるときについて準用する。この場
合において、第1項中「配慮書の案」とあるのは「配
慮書」と、「を縦覧」とあるのは「及びこれを要約し
た書類を縦覧」と、同項第4号中「の縦覧等」とある
のは「及びこれを要約した書類の縦覧等」と読み替え
るものとする。
- 4 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定によ
り意見を求めるに当たっては、条例第4条の4の規定
による送付をした後、速やかに行うよう努めるものと
する。
- 5 第3項の規定により意見を求めたときは、同項にお
いて読み替えて準用する第1項の規定による縦覧及び
インターネットの利用による公表をもって、条例第4
条の4の規定による公表をしたものとみなす。

(配慮書についての意見の概要の送付)

- 第3条の9 条例第4条の5第2項の規定による書類の
送付は、配慮書についての意見の概要送付書（様式第
1号の2）により行うものとする。
- 2 条例第4条の5第2項の意見の概要の記載は、関係
住民の意見の概要と関係住民以外の者の意見の概要と
に区分して行うものとする。

〔新設〕

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

- 第3条の10 条例第4条の6第1項の規則で定める期間
は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号
に定める期間とする。
- (1) 配慮書について一般の意見を求めない場合 条例
第4条の4の規定による配慮書の送付を受けた日か
ら60日
- (2) 配慮書について一般の意見を求めた場合 条例第
4条の5第2項の規定による書類の送付を受けた日
から60日

〔新設〕

(対象事業の廃止等の場合の通知)

- 第3条の11 条例第4条の7第1項の規定による通知

〔新設〕

は、配慮書に係る対象事業廃止等届出書（様式第1号の3）により行うものとする。

（対象事業の廃止等の場合の公表）

第3条の12 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 島根県報への掲載
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の7第1項第4号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに対象事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第3章 方法書

（方法書の記載事項）

第3条の13 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの
 - ア 一般の意見の概要
 - イ アの意見についての対象事業を実施しようとする者の見解
 - ウ 条例第4条の2の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- (2) 条例第43条の2第2項において準用する場合であつて、法第3条の7第1項の規定により配慮書の案

[新設]

第2章 方法書

[新設]

又は配慮書について一般の意見を求めた場合について
ては、次に掲げるもの

ア 一般の意見の概要

イ アの意見についての対象事業を実施しようとする者の見解

ウ 法第3条の2第1項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(方法書の作成)

第4条 第3条の4の規定は、条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合について準用する
_____。この場合において、第3条の4中「配慮書」とあるのは「方法書」と読み替えるものとする。

第5条 [略]

(方法書の送付)

第6条 条例第6条の規定による方法書及び要約書の送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第1号の4)により行うものとする。

第7条～第9条の3

(方法書説明会の開催の届出)

第9条の4 条例第7条の2第2項の規定による届出は、方法書説明会開催等実施届出書(様式第1号の5)により行うものとする。

2 [略]

第9条の5～第9条の7

(方法書説明会の開催の報告)

第9条の8 条例第7条の2第5項の規定による報告は、方法書説明会開催等実施状況報告書(様式第1号の6)により行うものとする。

第10条 [略]

(方法書についての意見の概要の送付)

(方法書の作成)

第4条 _____ 条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。

第5条 [略]

(方法書の送付)

第6条 条例第6条の規定による方法書及び要約書の送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第1号_____)により行うものとする。

第7条～第9条の3

(方法書説明会の開催の届出)

第9条の4 条例第7条の2第2項の規定による届出は、方法書説明会開催等実施届出書(様式第1号の2)により行うものとする。

2 [略]

第9条の5～第9条の7

(方法書説明会の開催の報告)

第9条の8 条例第7条の2第5項の規定による報告は、方法書説明会開催等実施状況報告書(様式第1号の3)により行うものとする。

第10条 [略]

(方法書についての意見の概要の送付)

第11条 〔略〕

2 第3条の9第2項の規定は、条例第9条の意見の概要の記載について準用する。

第12条 〔略〕

第4章 準備書

(準備書の記載事項)

第12条の2 第3条の13の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

(準備書の作成)

第13条 第3条の4の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第14条～第24条 〔略〕

(準備書についての意見の概要等の送付)

第25条 〔略〕

2 第3条の9第2項の規定は、条例第18条の意見の概要の記載について準用する。

第26条 〔略〕

第5章 評価書

第27条～第31条の2 〔略〕

第6章 対象事業の内容の修正等

第32条～第34条 〔略〕

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第35条～第39条 〔略〕

第8章 都市計画に定められる対象事業に関する

第11条 〔略〕

2 条例第9条の意見の概要の記載は、関係住民の意見の概要と関係住民以外の者の意見の概要とに区分して行うものとする。

第12条 〔略〕

第3章 準備書

〔新設〕

(準備書の作成)

第13条 第4条の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。この場合において、第4条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第14条～第24条 〔略〕

(準備書についての意見の概要等の送付)

第25条 〔略〕

2 第11条第2項の規定は、条例第18条の意見の概要の記載について準用する。

第26条 〔略〕

第4章 評価書

第27条～第31条の2 〔略〕

第5章 対象事業の内容の修正等

第32条～第34条 〔略〕

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第35条～第39条 〔略〕

第7章 都市計画に定められる対象事業に関する

特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第40条 都市計画決定権者が、条例第35条第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合及び同条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第25条まで（第4条の3第2項、第4条の7第1項第4号及び第2項、第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第4条の2</p>	<p>対象事業（法第2種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この章において同じ。）を実施しようとする者</p>	<p>第35条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）</p>
	<p>対象事業に</p>	<p>対象事業（法第2種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合にお</p>

特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第40条 条例第35条の規定により都市計画決定権者が
 _____環境影響評価
 _____その他の手続を行う場合における条例第5条____から
 第25条まで（_____
 _____第5条第2項、第13条第2項並びに
 第24条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>[新設]</p>		
<p>[新設]</p>		

		ける当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に			
第4条の3第1項各号列記以外の部分	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]		
第4条の3第1項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）	都市計画決定権者の名称	[新設]		
第4条の3第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業	[新設]		
第4条の4	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]		
	対象事業に	都市計画対象事業に			
第4条の5、第4条の6及び第4条の7第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]		
第4条の7第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を都市計画に定めない	[新設]		
第4条の7第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業	[新設]		
第5条第1項各号列記以外の部分	[略]	都市計画決定権者	第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	第35条の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権

	[略]	都市計画対象事業			者」という。)
				対象事業	対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。)
第5条第1項第1号～第5条第1項第3号	[略]	[略]	第5条第1項第1号～第5条第1項第3号	[略]	[略]
第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者	[新設]		
第5条第1項第7号	[略]	[略]	第5条第1項第4号	対象事業	都市計画対象事業
第6条～第20条第2項	[略]	[略]	第6条～第20条第2項	[略]	[略]
第21条	[略]	[略]	第21条	事業者及び関係市町村長	都市計画決定権者、関係市町村長及び第35条_____の事業者
	[略]	、関係市町村長及び第35条第2項の事業者			
第22条	[略]	[略]	第22条	[略]	[略]
第23条	[略]	[略]	第23条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して_____対 _____対象事業等_____を都市計画法の規定により都市計画に定めよう		修正しよう	修正して対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めよう

第24条第1項～	[略]	[略]
第25条第3項		

2 都市計画決定権者が、条例第35条第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合及び同条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第3条の2から第35条まで（第3条の4、第3条の12第2項第4号、第4条、第13条及び第34条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第3条の2</u>	<u>条例第4条の2</u>	<u>第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2</u>
<u>第3条の3第1項</u>	<u>条例第4条の3第1項第5号</u>	<u>第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号</u>
	<u>条例第4条の5第1項</u>	<u>第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項</u>
<u>第3条の3第2項</u>	<u>第1項</u>	<u>第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項</u>
	<u>対象事業を実施しようとする者</u>	<u>都市計画決定権者</u>
<u>第3条の5</u>	<u>対象事業</u>	<u>都市計画対象事業</u>
	<u>条例第4条の4</u>	<u>第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4</u>
<u>第3条の6及び第3条の7第1項</u>	<u>条例第4条の4</u>	<u>第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4</u>
<u>第3条の7第2項各号列記以外</u>	<u>対象事業</u>	<u>都市計画対象事業</u>

第24条第1項～	[略]	[略]
第25条第3項		

2 条例第35条の規定により都市計画決定権者が

環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第5条から第35条まで（第13条及び第34条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[新設]		

の部分				
第3条の7第2項第1号及び第4号並びに第3項第1号	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]	
第3条の8第1項各号列記以外	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]	
の部分	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項		
第3条の8第1項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称	[新設]	
第3条の8第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業	[新設]	
第3条の8第3項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]	
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項		
第3条の8第4項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]	
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4		
第3条の8第5項	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4	[新設]	
第3条の9	条例第4条の5第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第2項	[新設]	
第3条の10	条例第4条の6	第40条第1項の規	[新設]	

	第1項	定により読み替えて適用される条例 第4条の6第1項			
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例 第4条の4			
	条例第4条の5 第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例 第4条の5第2項			
第3条の11並びに第3条の12第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第4条の7 第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例 第4条の7第1項	[新設]		
第3条の12第2項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称	[新設]		
第3条の12第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業	[新設]		
第3条の12第2項第3号	条例第4条の7 第1項各号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例 第4条の7第1項第1号から第3号まで	[新設]		
第3条の13各号列記以外の部分	条例第5条第1項第8号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例 第5条第1項第8号	[新設]		
第3条の13第1号	条例第4条の5 第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例 第4条の5第1項	[新設]		
	対象事業を実施	都市計画決定権者			

	しようとする者				
	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2			
第3条の13第2号イ	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	[新設]		
第5条～第12条第2項	[略]	[略]	第5条～第12条第2項	[略]	[略]
第12条の2	条例第13条第1項第8号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号	[新設]		
第14条～第35条第2項第3号	[略]	[略]	第14条～第35条第2項第3号	[略]	[略]
別表第1の2	対象事業	都市計画対象事業	[新設]		
	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2			
別表第2及び別表第3	[略]	[略]	別表第2、別表第3及び様式第1号から様式第8号まで	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号	島根県環境影響評価条例第4条の4	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の4	[新設]		
	対象事業	都市計画対象事業			
様式第1号の2	島根県環境影響評価条例第4条の5第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の5第2項	[新設]		
	対象事業	都市計画対象事業			
様式第1号の3	島根県環境影響	島根県環境影響評	[新設]		

	評価条例第4条 の7第1項	評価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第4条の7第1項		
	対象事業	都市計画対象事業		
様式第1号の4	島根県環境影響 評価条例第6条	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第6条	[新設]	
	対象事業	都市計画対象事業		
様式第1号の5	島根県環境影響 評価条例第7条 の2第2項	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第7条の2第2項	[新設]	
	対象事業	都市計画対象事業		
様式第1号の6	島根県環境影響 評価条例第7条 の2第5項	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第7条の2第5項	[新設]	
	対象事業	都市計画事業		
様式第2号	島根県環境影響 評価条例第9条	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第9条	[新設]	
	対象事業	都市計画事業		
様式第3号	島根県環境影響 評価条例第14条	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定	[新設]	

		により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第14条			
	対象事業	都市計画対象事業			
様式第4号及び 様式第5号	島根県環境影響 評価条例第16条 第2項	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第16条第2項	[新設]		
	対象事業	都市計画対象事業			
様式第6号	島根県環境影響 評価条例第18条	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第18条	[新設]		
	対象事業	都市計画対象事業			
様式第7号	島根県環境影響 評価条例第21条	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第21条	[新設]		
	対象事業	都市計画対象事業			
様式第8号	島根県環境影響 評価条例第24条 第1項	島根県環境影響評 価条例施行規則第 40条第1項の規定 により読み替えて 適用される島根県 環境影響評価条例 第24条第1項	[新設]		
	対象事業	都市計画対象事業			

第41条・第42条 [略]

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第43条 対象事業を実施しようとする者が条例第4条の

第41条・第42条 [略]

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第43条 事業者が条例第5条の規定により方法書を作成

4の規定による公表を行ってから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該対象事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該対象事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、対象事業を実施しようとする者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び条例第4条の6第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第4条の6第1項の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、対象事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条第2項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。この場合において、第2項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「計画段階配慮事項についての検討」とあるのは「環境影響評価」と読み替えるものとする。

してから 条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る事業者（事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、

当該都市計画に係る対象事業についての 条例第35条の規定は、事業者がその通知

を受けたときから適用する。 この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第6章及び第7章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第35条第2項の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

第9章 島根県環境影響評価技術審査会

第44条～第47条 [略]

第10章 雑則

第48条 [略]

(書類の提出部数)

第49条 [略]

図書	提出先	提出部数
1 配慮書	知事	35部
	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長	5部
2～4 [略]		

附 則 [略]

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	要件
[略]	
5 条例別表第5号に掲げる事業	1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物で発電用のもの(以下「発電

5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第4章及び第5章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第35条の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

第8章 島根県環境影響評価技術審査会

第44条～第47条 [略]

第9章 雑則

第48条 [略]

(書類の提出部数)

第49条 次の表の左欄に掲げる図書の提出部数は、同表の中欄に掲げる提出先の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる部数とする。ただし、知事が必要と認めるときは、当該提出部数を増加し、又は減ずることができる。

図書	提出先	提出部数
[新設]		
1～3 [略]		

附 則 [略]

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	要件
[略]	
5 条例別表第5号に掲げる事業	1 電気事業法_____第38条第3項に規定する事業用電気工作物で発電用のもの(以下「発電

	<p>っては延長前及び延長後の滑走路の長さという。)</p>		
8 別表第1の5の項に該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置、事業の規模又は発電設備等の構造若しくは配置に関する事項であって、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) 事業が実施されるべき区域の面積</p> <p>(2) 事業に係る電気工作物（電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項を含むものとする。</p>		
9 別表第1の6の項に該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び埋立て又は干拓の事業の規模（事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。）</p>		
10 別表第1の7の項から9の項までに該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積をいう。）</p>		
11 別表第1の10の項に該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る宅地の面積をいう。）</p>		
12 別表第1の11の項の1に該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積又はホール数をいう。）</p>		
13 別表第1の11の項の2に該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積をいう。）</p>		
14 別表第1の11の項の3から6までに該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る土地の区域の面積をいう。）</p>		
15 別表第1の12の項に該当する対象事業	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業を施行する区域の面積をいう。）</p>		
16 別表第1の13の項の1か	<p>事業が実施されるべき区域の位置、事業の規模（施設の処理能力をいう。）</p>		

<p>ら4まで、7 又は8に該当 する対象事業</p>	<p>又は建造物等の構造若しくは配置</p>	
<p>17 別表第1の 13の項の5又 は6に該当す る対象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び面積、事業の規模（施設の処理能力をいう。）又は建造物等の構造若しくは配置に関する事項であって、次に掲げるものを含むものとする。</p> <p>(1) 最終処分場の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別をいう。）</p> <p>(2) 最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積</p> <p>(3) 最終処分場の埋立容量</p> <p>(4) 最終処分場において処分する廃棄物の種類</p>	
<p>18 別表第1の 14の項に該当 する対象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（排出ガス量又は排出水量をいう。）</p>	
<p>19 別表第1の 15の項に該当 する対象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（計画処理人口をいう。）</p>	
<p>20 別表第1の 16の項に該当 する対象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積、宅地の面積又は土地の区域の面積をいう。）</p>	
<p>別表第2・別表第3 [略]</p>		<p>別表第2・別表第3 [略]</p>
<p>様式第1号（第3条の6関係） [別紙のとおり]</p>		<p>[新設]</p>
<p>様式第1号の2（第3条の9関係） [別紙のとおり]</p>		<p>[新設]</p>
<p>様式第1号の3（第3条の11関係） [別紙のとおり]</p>		<p>[新設]</p>

様式第1号の4 (第6条関係) [略]

様式第1号の5 (第9条の4関係) [略]

様式第1号の6 (第9条の8関係) [略]

様式第2号～様式第7号 [略]

様式第8号 (第33条関係) [別紙のとおり]

様式第9号～様式第13号 [略]

様式第1号 (第6条関係) [略]

様式第1号の2 (第9条の4関係) [略]

様式第1号の3 (第9条の8関係) [略]

様式第2号～様式第7号 [略]

様式第8号 (第33条関係) [別紙のとおり]

様式第9号～様式第13号 [略]